

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

村上大祐市長弁明書（５）への疑義、指摘

2019年1月30日

宮崎 誠一

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎 誠一

佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニュー
一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所
代理人弁護士 東島 浩幸

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所
代理人弁護士 藤 藪 貴 治
電 話 0954-68-0745
FAX 0954-68-0876

村上大祐市長が2019年1月21日付で提出した弁明書に疑義を呈し、指摘していく（傍線は宮崎）。事務局は同日受け付けたが、代理人の鬼橋正敏弁護士から訂正があるので保留してほしいとの要請があり、請求者への伝達が29日夕まで遅れたとのことであった。請求者は不作為で送付しなかったものと誤解し、抗議を申し入れたが、撤回する。ただ、混乱を招かないよう受付日時を修正するか、注釈を入れていただきたくよう願います。

【村上市長弁明書】第1 本件会食の対価について①

村上市長が鬼橋正敏弁護士に作成させた弁明書（５）の「第1 本件会食の対価について」において、「被請求者が本件会食に対価として持参した嬉野茶は下記品目6点であり、金額に換算すると、9320円程度となる。」

【請求者側指摘】村上市長が1月4日付で提出した弁明書に「会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している『うれしの茶』を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供給を受けたとはいえない」で、主張した1人当たりの金額に見合った分のお茶を配ったという図式で弁明をしようということであろう。

仮に9320円のお茶6点を配っていたとする。東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）の陳述書（1月7日付）によれば「村上市長は、嬉野茶を5、6点持参し、会食中、参加者に配っていました。

」という。参加者1人に1袋を渡したと解する。とすれば、会食相手方氏には $9320 \div 6 = 1553$ 円しか対価を支払っていないことになる。だが実際は、購入したのは4点にとどまり、残る2点は村上氏の妻がもらったものだ。従って村上氏の負担額は7320円であり、会食相手方氏には1220円しか払っていないという計算になる。さらに気になるのは、会食相手方氏が「村上市長からお茶をいただきました」と話していない点だ。「参加者に配っていました」ということであって、会食相手方氏には渡されていないのではないかと。会食相手方氏がお茶を受け取っていないければ、対価はゼロということになる。

1月4日付弁明書では「被請求者は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。」と主張していた。供述が明らかに変遷しており、信憑性に疑問がある。

そもそも、この計算自体ナンセンスすぎる。繰り返しになるが、1人当たり1万円以下という「利害関係者以外からの供給接待において社会通念上相当」の範囲内に収めるため、ロイヤルスイートの会員権購入費や管理費、税金などの諸費用、持ち寄った酒代を換算していない。村上市長が自身のFacebookに10月4日に投稿した「当方としても応分の負担をしています」との発言に合わせるため、無理矢理に編み出した荒唐無稽な言い訳にすぎない。

【村上市長弁明書】第1 本件会食の対価について②

なお、本件会食と同日の「セグウェイジャパン」の視察では、市が運営する茶業研修施設『嬉茶楽館（きんさらんかん）』で製造したものを渡した。被請求者は、出張の際には、必ず嬉野茶を複数持参し、嬉野市のPRとして渡すように努めている。翌7月10日、11日にも東京都内で各所の訪問が予定されていたため、今回は予め多めにPR用として持参していた。

【請求者側疑義】セグウェイジャパンの視察では「嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったもの」（1月4日付弁明書）を配り、東京ベイコート倶楽部では自費で購入したお茶を対価として渡したという主張には無理がある。出張先で嬉野市のPR用に渡すお茶はPR用としてもらったか交際費で購入したものだ【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】。自費で購入する必要は全く認められない。

【村上市長弁明書】1 株式会社徳永製茶購入分（乙9の1）

(1) 購入時期 平成30年6月終わり頃

(2) 購入数

2点

(3) 価格

2160円（×2＝4320円）

(4) 経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。その際、女性従業員が応対したが、被請求者は「人にあげるものだが、包装は施さなくてもよい。」と述べ、また「個人用だから領収書もいない。」と述べた。なお、被請求者は、平成30年11月頃にも同じような態様で何点か購入した。

【請求者側疑義】購入時期が6月終わり頃とはっきりしない割には価格や「包装や領収証は不要」という点のはっきりしすぎている。100グラム2160円と高額なお茶であり、贈答用であれば包装を頼むのが普通だ。領収証はともかく、レシートぐらいは受け取るであろう。証言を取るくらいなら、レジの記録や販売

台帳の写しを提出すべきだ。証拠に足る事実とは認めがたい。同社は配布用のお茶を嬉野市に納入しており【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】、市や市長に逆らってももの言える立場ではない。

【村上市長弁明書】 2 株式会社小野原製茶問屋（乙9の2）

（1）購入時期 平成30年6月頃

（2）購入数

2点

（3）1点の価格

1500円（×2=3000円）

（4）経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。代表者の妻が応対し、自宅用か進物用か聞いたところ、進物用とのことだったので、1点1500円の品を勧めた。被請求者は「個人用なので領収書はいらない。」と述べた。

【請求者側疑義】購入時期が6月頃とはっきりしない割には価格や「領収証は不要」という点のはっきりしすぎている。包装の有無について記載がないが、東京 ベイコート倶楽部での会食参加者に渡したお茶が、村上大祐氏が個人的に購入したものであるかの証明をどうやって行うつもりなのか。いずれにせよ、レジ記録なり販売台帳なりを示してもらわなければ証拠として足りない。

【村上市長弁明書】 3 加杭茶業組合購入分（乙9の3）

（1）取得時期

平成30年6月頃

（2）取得数

2点

（3）1点の価格

1000円

（4）経緯

選挙事務所の女性スタッフで、加杭茶業組合の組合員である市民氏が平成30年6月頃、親交のあった被請求者の妻に新茶として渡した。

【請求者側疑義】いただきものを「対価」に算入するとは。呆れてものも言えない。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯1

「以前から新幹線関連のまちづくり視察の一環として神奈川県海老名市の『セグウェイジャパン』への訪問を打診していたが、7月9日に同社日本法人社長との面会の予約が取れたとの連絡を直前になって市職員A氏から受けたため、7月9日の東京出張が決定した。」

【請求者側指摘】 以上のような経緯であれば、建設・新幹線課の市職員A及び市職員Bの出張も急ぎよ決まったと言える。LINEのやり取りを見ると、6月26日時点でアニメ企画発案会食参加者氏らに市職員Aらの出張が伝わっている【調査請求書・別添資料3の2】。なお、同社日本法人社長との面会の予約について、アニメ発案会食参加会食参加者、会食相手方氏が寄与している。両人は村上市長、市職員A、市職員Bの視察に同行し【第2回審査会資料15】、試乗している【同16】。アニメとは別の利害関係が生じていることに留意されたい。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯2

「視察は16時頃終了し、移動の車中、市職員A氏から『(嬉野出身者の)アニメ企画発案会食参加者さん も参加する懇親会があるので、市長も参加しませんか。』との誘いを受けた。そこで、『どんな人たちが参加するんですか。』と尋ねたところ、市職員A氏は、『ゲーム、プロレス、漫画家の会食参加者さんとか、いろんな業種の人たちが参加する 予定です。』と述べた。市職員A氏は、持ち寄りの懇親会ということで、『東一』を持参していた。被請求者は、小じんまりとした宴会場のような部屋で行う立食形式の会食だと認識した。そこで、市職員A氏に参加をする旨を伝え、17時頃、宿泊予定の六本木のホテルにチェックインをした。」

【請求者疑義】 1月4日付弁明書の訂正がなされており、

「『移動の車中、市職員市職員A氏…から…連絡が入り…市長も参加しないかと誘われ』は、『連絡が入り』を削除し、『移動の車中、市職員A氏…から…市長も参加しないかと誘われ』に訂正する。市職員A氏から誘いがあったのは、セグウェイからの帰途、市職員A氏との同乗中である。」とこれまた供述が大きく変遷している。そもそも、まず、どこで何時からを聞くのが普通ではないか？ 会食参加者漫画家氏が参加するような懇親会で、なぜ「小じんまりとした宴会場」「立食形式の会食」だと認識するのか。あまりにも不自然だ。

東一は会食写真では確認できない。どこで、だれが、いつ、いくらで購入したのかを明らかにしてもらいたい。さて、最も不自然なのは、セグウェイジャパンの視察に東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である会食相手方氏と、アニメ企画発案会食参加者氏の両人が参加しているのに、そこで話が出なかったことだ。移動の車中とは会食相手方氏が手配した車ではないのか。市職員 A、市職員 B は先に「VREX 渋谷宮益坂店」を視察している。しかし、セグウェイジャパンの神奈川県海老名市までの交通費は請求していない。CG 会社である会社名の会食相手方が VREX の視察に関係し、会食相手方氏の手配した車で海老名市まで移動したのではないかと疑われる【第 2 回審査会資料 23】。

【村上市長弁明書】本件会食の経緯 3

「18 時頃六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1 人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、同ホテルの最寄り駅で降車した。駅を出て、直ぐに市職員 A 氏に電話をしたが繋がらず、途方に暮れたが、ようやくメッセージャーで連絡がつき、部屋番号と「会食相手方さんから招待されたこと」をエントランスで告げるよう教えられた。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かった。」

【請求者側疑義】1 月 4 日付の弁明書では「被請求者も、市職員 A 氏から、視察後の移動中に、お台場のホテルでの『部屋飲み』で飲食物は各自持ち寄りの懇親会があるから、参加しないかと誘われた。その時点でホテルの名称、ランク等の詳しい情報は知らされていなかった。その後、東京ベイコート倶楽部の名称、を知らされ、自らタブレット端末で検索し、1 人で電車に乗りホテルに到着した。到着後、初めて会場がホテルの一室であること、比較的ランクの高いホテルであることを認識した。」としていた。

市職員 A 氏から車中で懇親会に誘われた際、「東京ベイコート倶楽部」というホテル名を聞かなければ、グーグルマップは使えない。ならば、検索した時点で会員制のリゾートホテルであることが分かったはずである。というより、「どういうホテル？」と市職員 A 氏に尋ねるのが普通ではないか？ また、市職員 A 氏が誘う立場にあるというのが理解しがたい。あくまで招待者は会食相手方氏であろう。村上市長は直前まで一緒にセグウェイ試乗を満喫していたのに、このような誘われ方があるのか。メッセージャーでやり取りをしたのであれば、証拠と

して示すべきである。村上市長はLINEを利用していないようだが、Facebookはメッセージを含め積極的に使っている。市職員Aやアニメ企画発案会食参加者氏ら招待者側と懇親会前後にどのようなやり取りをしたのか、後ろめたいところがないのであれば、潔白の証明のためメッセージにおいて関係者とのやり取りを開示してもらいたい。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯4

「午後7時頃、会場に到着すると、市職員A氏、市職員B氏その他、会食相手方氏、アニメ企画発案会食参加者氏、会食参加者氏が当初から参加しており、その後も数人が合流した。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていた。参加者らは各自、日本酒、ワイン、シャンパン、ビール、酎ハイ、ペットボトル飲料、つまみを持ち寄っていた。会食相手方氏、アニメ企画発案会食参加者氏とは、同日のセグウェイ視察の際、面識を得たが、他の参加者は初対面であった。話題は、自己紹介、仕事、野球、ユーチューブ、出版物、観光、当日視察したセグウェイの話など差しさわりのない話題ばかりであり、アニメ制作の話や企画提案などはなかった。」

【請求者疑義】会員制ホテルに入室するのをためらわず、並んだオードブル、各種の酒、つまみを目の前にしても、「これは公務員倫理・政治倫理的にまずいな」と全く思わなかったとしたら救いがたい。元新聞記者ならなおさらだ。アニメ制作会社「会社名」の氏名代表取締役が参加したことを記載していない。事実を正直に吐露している弁明とは到底思えない。市職員Aは「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう。」と発信しているが、招待者側の目的は十分に果たされた。「セグウェイの話」は市の事業に関連する新たな利害関係と認められる。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯5

「被請求者は、最初から参加していた3名その他、後に合流した数人のうち3名にも嬉野茶を渡しているので、持参したのは全部で6点だと認識している。その金額の合計は、9320円程度となる。被請求者は、酒を飲むと、食べ物は口にしないし、嬉野茶が全員に配布できなかったこともあり、オードブルにはほとんど手を付けていない。」

【請求者疑義】会食の写真を見たときに、お茶を渡すタイミングがあったのだ

ろうかという疑問を禁じ得ない。また、手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く姿や集合写真に収まる村上氏の表情を見たときに、しらふであるとは思えないし、むしろ酩酊していたと信じたい。とすれば、自腹で購入したお茶を確実に手渡したのか、そのお茶はどこに入れていたのか、相手方は受け取ってどうしたのか。酔っているのに「お茶を配りきれなかったから食べないでおこう」という理性(?)が働くのか。いろいろな意味で理解不能な釈明としか言いようがない。また、食べた量が少ないので金額換算すると少額になり、社会通念上相当の範囲内に収まるという主張ならば、笑止千万である。

【村上市長弁明書】第3 本条例4条1号に該当しないこと

「被請求者は、市内の各店舗から購入した嬉野茶約9320円相当を持参して参加しており、これは参加の対価として十分に見合うもので、決して無償の接待を受けたわけではない。」

【請求者疑義】購入していないお茶を換算しており、虚偽説明である。会食のいつの段階で誰にどういうお茶を配ったのか。お茶を配った事実の証明がなされていない。もし配ったお茶にPR用として渡されたり交際費で購入したりしたものが含まれていれば、私的流用である。証言のみで立証しようとしており、無理に無理を重ねた噴飯物の抗弁だ。

【村上市長弁明書】「参加者らとは、同日が初対面で、かつ、いずれも東京在住でその職業も区々であるため、嬉野市との関係性について認識できたわけでもない。また、当日に、アニメ制作の提案を受けたわけでもないから、被請求者は、最初から最後まで、参加者らを利害関係者であると認識していない（勿論、市職員A氏や市職員B氏がアニメ制作の話をしていない。もし、告げていけば絶対に参加しないからである。）」

【請求者疑義】嬉野市との関係性がない会食に市長が参加するというのはいったい何か。初対面とあるが、嬉野市長という肩書を抜きに招待されたかどうか、考えるまでもない。アニメ制作の話をしたとしても、会員制ホテルのスイートルームを会場とした酒宴でなければ、あるいは会食が市の予算措置などと無関係と言い切れれば、参加に何の差し障りもないし、むしろ参加すべきであろう。なぜ、絶対に参加しないからであると断言するのか。言い訳にしか聞こえない。

【村上市長弁明書】「ラインのメンバーからも本件会食については、純粋な懇親

会」という趣旨であり、かつ、もともと被請求者の参加は予定されておらず、メンバー以外にも参加者がいたことで、企画提案を行うような雰囲気ではなかったはずである。」

【請求者疑義】純粋な懇親会であれば、市長を招く意味があったのか。純粋な懇親会だったとしても、首長や公務員が利害関係者と酒食をともにすることはアウトであり、少なくとも社会通念上相当の会食だったとは断じて言えない。関係者との顔合わせを目的として、市職員 A が差配したと考えるのが妥当だ。つまり、VR・AR施設を嬉野医療センター跡地に建設したり、セグウェイ導入を検討したりするなど、アニメだけでなく、幅広い利害関係構築の第一歩を踏み出した供応接待だったと言って差し支えない。なかったはずであるという推論は根拠が乏しい。なぜならば、アニメ会社社長会食参加者氏やゲーム会社「会社名」会食参加者氏のLINEでの発言と矛盾しており、裏付けとなる証拠が示されていないからである。

【村上市長弁明書】第4ラインの内容（乙10）

「請求者側からライシグループ間でのやり取りの履歴が抜粋で提出されているが、疑わしい部分のみを切り取ったもので不当な印象操作である。」

【請求者反論】このLINEスクリーンショットは市職員 A の提供であるが、よくぞ出してくれたと言いたい。これで加工したものでもないことが証明された。カラーで文字が読み取れるように出し直してほしい。全文掲載は非常にありがたい。流れがいつそうよく分かるからである。

「新幹線駅の建設予定地です。秋ぐらいまではイベントなど可能です。プロレスを高架の上で、できないかなど話が出ております。」「おー、それはははですね！」「おお！！」「(アニメ制作会社「会社名」氏名)さん！活躍の時だww ワクワク」との箇所は嬉野創生機構の社員として酷使されていた地域おこし協力隊員の陳述書（第2回審査会で提出済み）とピタリ符合する。

6月のツアーでアニメ会社会食参加者氏が誕生日を迎え、天狗の顔を描いたケーキをプレゼントされているシーン、酔って寝落ちしたゲーム会社「会社名」執行役員の氏名氏にプロレス技をかけている写真などが掲載されている。

プレゼン資料を作成した氏名氏が、嬉野茶のカリスマ茶師でアニメの主人公と

想定されている市民氏のお茶を扱う渋谷の「幻庵」を訪問していることが示され、アニメ企画発案会食参加者が「楽天や avex の顧問やってる、ハイドの顧問でもあります、氏名さん顧問協会理事の方も9日参戦予定です！！嬉野も是非行ってみたいとのことで、ユーリ【第3回審査会資料4】というアニメで唐津までは来たことあるらしいです！！9日ご紹介するので、皆さんよろしくをお願いします！！」との発言もある。

請求者側の主張を補強してくれており、鬼橋正敏弁護士の尽力に感謝申し上げます。

【村上市長弁明書】

「本件は、たまたま、嬉野温泉旅行の仲間内で、場当たりにアニメ制作の話が出ていたにすぎず、外部に表明さえされていない段階で、同メンバーらと嬉野市との間には利害関係が発生しているから、メンバーとの会食は倫理基準違反だというのは極めて理不尽な話である。斎藤教授が指摘するような反社会的勢力との会合、性的接待を含む供応、泥酔による迷惑行為、市と利害関係があることが明らかな業者との会合等でもなく、十分な対価も負担しているような状況で行われた本件会食においては、被請求者がこれに参加したからといって本条例4条1号に該当しない。」

【請求者疑義】見事な開き直りだ。理不尽なのはどちらか。決して場当たりのではなく、嬉野市（市職員A）、嬉野創生機構側に議事録やプレゼン資料が共有されており、常態的に刻一刻とアニメ企画は提案されていた。供応接待は市長との顔合わせができたことで成立しており、対価を負担しているとは言えないし、その証明もできていない。市長としてふさわしい行動だったのか、写真を見れば一目瞭然である。問題がないというのであれば、なぜ、写真を転載した市民に対して、削除しなければ名誉毀損などで法的措置を検討するとの内容証明郵便を送りつけたのか。自身の Facebook では疑問の声を上げる市民に刃を向け、署名をした議員や市民を誹謗するのか。後ろめたいからこそ、ここまで徹底的な反論を続けているのであろう。反省の態度がないという点で、政治倫理条例に抵触する可能性がますます高まっているということにどうして気付かないのか。市民からどう見られているのかをもう少し考えた方がよいと指摘しておく。